

パブリック・コメント手続(意見募集)

市営住宅条例の一部改正について

意見募集期間

令和6年(2024年)

4月11日(木)～5月1日(水)

お問い合わせ先：都市部市営住宅課

電話 046-822-8415(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』の一部改正等に伴い、市営住宅への入居の条件を緩和するために、市営住宅条例を改正しようとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

《改正する条例》

市営住宅条例

【目次】

◆市営住宅条例の一部改正について……………	3
◆意見の提出方法 ……………	4

○ 市営住宅条例の一部改正について

1 配偶者等からの暴力の被害者の入居資格の拡大

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、DV被害を受けた方の入居資格を改めます。

- (1) 配偶者等への、同居している住居からの退去等命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- (2) 配偶者や同居している交際相手からの暴力を理由として、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他配偶者暴力対応機関等の保護に関する証明書が発行されている方。

2 入居者の資格の拡大

市営住宅に入居する際に、同居できる人の範囲を広げます。

(現行) 申込者の親族及び申込者と事実上婚姻関係と同様の事情にある方が同居できます。

(改正案) 申込者の親族及び配偶者の親族並びに申込者と事実上婚姻関係と同様の事情にある方とその親族も同居できます。

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年)4月11日(木)から
令和6年(2024年)5月1日(水)まで

2 宛 先 都市部市営住宅課管理供給係

3 提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・都市部市営住宅課(横須賀市役所分館3階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 都市部市営住宅課

ウ ファクシミリ

046-822-8537

エ 電子メール

ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。